## 分 析 表

推計新規入院件数、推計平均在院日数 及び推計1入院当たり医療費 一般に、入院医療費に関しては、下記に示す方法により推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費を算定することができる。この分析表は、その方法を用いて国保被保険者の入院についての推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の平成25年度の状況を都道府県、業種別にまとめたものである。

## ○推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の算定方法

入院受診延日数は次の1.で示すように推計新規入院件数(前月以前に退院した者が当月再入院 した場合を含む)と推計平均在院日数(次の2.の関係を用いて入院の1件当たり日数から算定し た平均在院日数)の積に分解できる。

したがって、次の3.で示すように入院医療費は「推計新規入院件数」(入院発生),「推計平均在院日数」(入院期間)及び「入院の1日当たり医療費」(入院単価)の3要素の積に分解でき、さらに、推計新規入院件数と推計1入院当たり医療費(推計平均在院日数に入院の1日当たり医療費を乗じて得た1入院当たり医療費)の積に分解できる。

1. 入院受診延日数と推計新規入院件数、推計平均在院日数の関係

入院受診延日数=推計新規入院件数×推計平均在院日数

推計新規入院件数=入院受診延日数÷推計平均在院日数

2. 1件当たり日数と推計平均在院日数の関係

月の日数=当該期間の日数÷当該期間の月数

推計平均在院日数 = 1件当たり日数× 月の日数 – 1 月の日数 – 1件当たり日数 1件当たり日数 = 推計平均在院日数× 月の日数 月の日数 – 1+推計平均在院日数

3. 入院医療費の3要素分解と推計1入院当たり医療費の関係

推計1入院当たり医療費=推計平均在院日数×入院の1日当たり医療費

入院医療費=入院受診延日数×入院の1日当たり医療費

- =推計新規入院件数×推計平均在院日数×入院の1日当たり医療費
- =推計新規入院件数×推計1入院当たり医療費
- 4. 推計平均在院日数に関する留意事項
  - (1) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数と病院報告の平均在院日数もしくは患者調査の退院患者平均在院日数には次に示すような違いがあるため数値が異なることがある。
    - ①入院患者の範囲の違い 病院報告及び患者調査の対象となる患者には医療保険適用及び公費負担医療の患者以外

に、国民健康保険事業年報には含まれないその他(正常な分娩や検査入院、自賠責保険、 労災、自費診療など)の患者が含まれる。

## ②算定方法の違い

国民健康保険事業年報の推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から算定する。病院報告の平均在院日数は在院患者延数と新入院患者数、退院患者数から算定する。患者調査の退院患者平均在院日数は退院患者が実際に入院した期間の平均である。

③退院日が含まれるかどうかの違い

国民健康保険事業年報の入院受診延日数には退院日も含まれるが、病院報告の在院患者 延数には退院日の患者は含まれず、患者調査の入院期間にも退院日は含まれない。

④当月中に退院・再入院した患者の入院日数を通算するかどうかの違い 当月中に退院・再入院した患者について、退院までの入院日数と再入院以後の入院日数 は、国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では1回の入院の入院日数として扱い、 通算する。

病院報告の平均在院日数と患者調査の退院患者平均在院日数では別々の入院の入院日数として扱い、通算しない。

- (2) 入院期間中に外泊した場合、外泊期間の日数は入院受診延日数に含まれ、外泊期間中の 患者の延数も同様に病院報告の在院患者延数に含まれる。
- (3) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では、入院期間中に加入する医療保険制度を変更した場合、変更前後で別のレセプトに計上されるため、連続した入院として扱われないこととなる。

## (参考) 具体的な計算手順

- ①レセプト統計から入院の1件当たり日数を計算する。 1件当たり日数=受診延日数÷レセプト件数
- ②推計平均在院日数を1件当たり日数を用いて、上記2. の方法により計算する。 なお、「月の日数」は、平成25年度(365日)分の統計なので、365÷12(30.4日)とする。
- ③推計新規入院件数を、上記1.の方法により計算する。
- ④推計1入院当たり医療費を、上記3.の方法により計算する。

分析表 都道府県、業種別推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の状況

	1人当たり 入院医療費		100人当たり 推計新規入院件数		推計平均在院日数		入院1日当たり 医療費		推計1入院当たり 医療費	
	順位	実数 (円)	順位	実数 (件/百人)	順位	実数 (日)	順位	実数 (円)	順位	実数 (円)
北海道	11	148,410	7	13.37	29	34.05	13	32,598	17	1,109,839
青 森 県	38	108,231	39	10.19	30	33.76	18	31,450	33	1,061,680
岩手県	23	122,349	26	11.06	11	40.73	40	27,158	20	1,106,036
宮城県	35	113,009	23	11.47	36	30.71	15	32,093	45	985,656
秋田県山形県	21 24	134,568	22	11.48	10 25	40.89	34 26	28,667	7	1,172,318 1,053,632
福島県	31	121,510 115,842	21 33	11.53 10.83	23	34.89 36.20	30	30,195 29,537	35 29	1,069,216
茨城県	46	94,994	43	9.65	37	30.67	16	32,088	46	984,262
栃木県	42	100,350	46	9.35	27	34.71	21	30,921	27	1,073,143
群馬県	37	108,238	36	10.32	31	33.62	19	31,200	37	1,049,025
埼玉県	43	98,470	45	9.51	43	28.84	6	35,907	40	1,035,690
千葉県	44	98,002	42	9.66	44	28.55	7	35,529	42	1,014,482
東京都	47	94,614	47	9.32	45	27.39	2	37,080	41	1,015,634
神奈川県	41	101,344	40	10.09	47	26.65	1	37,675	43	1,003,950
新潟県	25	119,753	35	10.35	12	40.53	35	28,535	8	1,156,678
富山県	17	137,713	13	12.62	17	38.45	36	28,382	23	1,091,374
石川県福井県	9 18	150,897 137,674	3 10	13.62 12.93	19 24	37.45 35.49	29 27	29,582 30,007	19 31	1,107,820 1,064,933
山梨県	39	107,049	37	10.31	28	34.28	24	30,291	39	1,038,384
長野県	34	113,951	32	10.31	35	31.24	11	33,668	36	1,051,617
岐阜県	36	108,900	31	10.94	38	30.55	14	32,574	44	995,019
静岡県	40	103,232	44	9.59	33	31.72	10	33,955	26	1,076,960
愛知県	45	95,607	41	9.88	46	26.78	4	36,147	47	968,155
三重県	28	118,177	30	10.95	26	34.85	20	30,966	25	1,079,064
滋賀県	27	119,233	29	11.03	39	30.51	8	35,441	24	1,081,277
京都府	22	122,793	25	11.20	40	30.07	3	36,481	22	1,096,794
大阪府	30	116,474	27	11.05	42	29.25	5	36,049	34	1,054,456
兵庫県	26	119,533	24	11.24	34	31.65	12	33,604	32	1,063,682
奈良県	32	115,593	28	11.05	41	29.71	9	35,230	38	1,046,545
和歌山県	33	114,569	38	10.20	21	37.11	25 22	30,266	15	1,123,029
鳥取県島根県	15 2	139,428 162,394	18 6	12.15 13.46	20 9	37.41 41.07	31	30,661 29,366	12 5	1,147,115 1,206,168
岡山県	12	144,394	4	13.55	32	33.21	17	32,080	30	1,065,450
広島県	16	138,092	16	12.31	22	36.67	23	30,596	16	1,122,079
山口県	6	159,503	12	12.84	5	44.38	38	27,988	2	1,242,217
徳島県	8	151,797	20	11.91	1	51.15	46	24,916	1	1,274,416
香川県	10	150,534	9	13.07	13	40.08	33	28,743	9	1,151,934
愛媛県	19	137,293	15	12.39	15	39.38	37	28,139	18	1,108,169
高知県	7	157,860	11	12.91	8	43.72	39	27,969	3	1,222,925
福岡県	14	140,753	17	12.23	16	38.76	28	29,686	10	1,150,634
佐賀県	5	159,550	8	13.32	3	44.68	42	26,811	6	1,197,794
長崎県	4	160,792	2	13.98	4	44.63	44	25,773	11	1,150,325
熊本県大分県	13 3	142,102 162,243	14	12.61 15.13	7 14	43.89 39.67	45 41	25,681 27,030	14 28	1,127,249
宮崎県	20	136,435	1 19	12.02	6	43.95	43	25,814	13	1,072,279 1,134,618
鹿児島県	1	163,508	5	13.55	2	49.14	47	24,556	4	1,206,792
沖縄県	29	117,332	34	10.61	18	37.82	32	29,230	21	1,105,432
医師	4	44,909	5	5.99	2	15.76	5	47,541	3	749,323
歯科医師	6	38,136	6	5.86	6	13.39	3	48,624	6	651,300
薬剤師	3	46,769	3	6.34	3	15.07	2	48,951	4	737,859
一般業種	2	56,492	2	7.42	4	14.94	1	50,941	2	760,976
建設関係	1	60,880	1	7.95	1	16.50	6	46,407	1	765,764
全国土木	5	43,019	4	6.31	5	14.04	4	48,534	5	681,322
市町村		116,412		10.90		33.16		32,225		1,068,444
組合		53,775		7.23		15.68		47,475		744,282
合 計		111,439		10.60		32.21		32,626		1,050,909
(注) 1 1 人当	たりフ	N 院医療費及び1 F	当た	り 医療費にけ 食事	车春	<ul><li>生活療養(医科)</li></ul>	费田	<b>類け会すれない</b>		

<sup>(</sup>注) 1. 1人当たり入院医療費及び1日当たり医療費には、食事療養・生活療養(医科)費用額は含まれない。

<sup>2.</sup> 結果はある程度幅を持って受け止めるべきことに留意が必要である。